

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、大田区（以下「区」という。）内に存する又は新たに建築される建築物の止水板設置に伴う経費について、区がその一部を助成することにより、止水板の設置を促し、もって浸水による建築物の被害の防止又は軽減を図り、水害から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建築物に水が浸入することを防止するために当該建築物の出入り口等に設置するものであって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 浸水に耐え得る材質でできていること。
 - イ 水の侵入を防止する主要な部分の取り外し又は移動が可能なものであること。
 - ウ 繰り返し使用が可能なものであること。
 - エ 止水板として販売されている製品であること。
- (2) 関連工事 止水板の止水効果を高めるために行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 内外壁の止水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ その他大田区長（以下「区長」という。）が必要と認める工事
- (3) 簡易型止水板 設置に特別な工事を要しない簡易な止水板をいう。
- (4) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (5) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(対象区域)

第3条 助成金の交付対象区域は、区内において過去に浸水被害が発生した地域又は発生のおそれがある地域（区が発行する当該年度において有効な防災ハザードマップにおける中小河川及び内水氾濫ハザードマップの浸水想定区域）、その他区長が認める地域とする。

(対象建築物等)

第4条 助成金の交付対象施設は、住宅、マンション、店舗及び事務所等（これらに附属する駐車場を含む。）とする。ただし、国、公共団体又は国若しくは公共団体が設立、出資等した法人の所有に属する建築物を除く。

(対象者)

第5条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 区内に存する建築物を所有し、又は賃借している者及び区内に存するマンションの管理組合
 - (2) 区内に新たに建築される建築物の所有者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、対象者としなない。
- (1) 国、地方公共団体その他の公共機関
 - (2) 納付すべき住民税（個人住民税又は法人住民税）を滞納している者
 - (3) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(助成事業)

第6条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 建築物等に止水板を設置する工事を行う事業及びその関連工事
- (2) 建築物等に設置する簡易型止水板を購入する事業
- (3) その他建築物への浸水を防ぐための対策に係る事業として区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としないものとする。

- (1) 建築物等の浸水を防ぐためのものとは認められない事業
- (2) 止水板の修繕（部品の更新を含む。）を行う事業
- (3) 国、東京都又は区から同種の補助金等の交付を受けた事業
- (4) 売買等を目的とした建築物等に止水板の設置を行う事業
- (5) 仮設の建築物に止水板を設置する事業
- (6) その他区長が不相当と認める事業

（申請の受付期間）

第7条 当該年度に助成金の交付を受けようとする者は、その年度内に助成金の交付申請から請求までを完了しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず当該年度予算の範囲を超えた場合においては、申請の受付を停止する。

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、建築物1棟につき、次の各号に定めるとおりとし、当該年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 止水板設置工事には、関連工事を含む（以下「工事等」という。）

区 分	限 度 額	助 成 額
区内に住民登録をしている個人	100 万円	工事等に要した費用の5分の4
その他の個人	50 万円	工事等に要した費用の5分の4
法人	150 万円	工事等に要した費用の5分の3

消費税相当額を含み、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (2) 簡易型止水板購入

区 分	限 度 額	助 成 額
個人	25 万円	簡易型止水板の購入費用の5分の4
法人	20 万円	簡易型止水板の購入費用の5分の3

消費税相当額を含み、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 助成金の交付は、次の各号に定める回数を限度とする。

- (1) 止水板設置工事（関連工事を含む。）については、1棟の建築物につき1回とする。ただし、共同住宅等で複数の出入口を有する場合は、この限りでない。
- (2) 簡易型止水板購入については、1棟の建築物につき1回とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 共同住宅等で複数の対象者（賃借人又は所有者）が存する建築物については、対象者ごとに1回を限度とすることができる。ただし、同一の世帯又は団体に属する複数の者は、同一の出入口について重複して交付申請をすることはできない。

イ 共同住宅等で複数の出入口を有する場合

3 前項の規定にかかわらず、本助成制度を利用して止水板の交付決定を受けた日から10年を経過した場合は、新たに助成金の交付を受けることができる。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、それぞれの区分に応じた期限までに、止水板設置助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 止水板設置工事(工事に着手するより前に提出すること。)

ア 止水板を設置する箇所の案内図、位置図及び写真

イ 止水板の設置に係る計画図面及び止水板の仕様が明示されている図面等

ウ 止水板の設置に係る見積書の写し

エ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 申請者が法人の場合 法人住民税納税証明書の写し

(イ) 申請者が個人の場合 住民税納税証明書又は住民税非課税証明書の写し(身分証明書の写しを添えること。ただし、止水板設置工事助成金交付申請書の同意欄に同意をした場合を除く。)

(ウ) 申請者が管理組合の場合 止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類

オ 申請者が建築物の賃借人である場合においては、建築物所有者の止水板設置承諾書(別記第2号様式)

カ その他区長が必要と認める書類

(2) 簡易型止水板購入(この要綱の施行日以降に購入後、速やかに提出すること。)

ア 簡易型止水板の仕様が明示されているもの

イ 購入した簡易型止水板を撮影した写真

ウ 購入した領収書の写し

エ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 申請者が法人の場合 法人住民税納税証明書の写し

(イ) 申請者が個人の場合 住民税納税証明書又は住民税非課税証明書の写し(身分証明書の写しを添えること。ただし、止水板設置助成金交付申請書の同意欄に同意をした場合を除く。)

(ウ) 申請者が管理組合の場合においては、止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類

オ 申請者が建築物の賃借人である場合においては、建築物所有者の止水板設置承諾書(別記第2号様式)

カ その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、必要な通知をするものとする。

(1) 止水板設置工事

助成金を交付することが適当と認めたときは、止水板設置助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、止水板設置助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(2) 簡易型止水板購入

助成金を交付することが適当と認めたときは、簡易型止水板購入助成金交付額確定通知書(別記第5号様式)により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、簡易型止水板購入助成金不交付確定通知書(別記第6号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第10条 申請者は、第9条第2項2号の規定による助成金交付決定の内容に異議があるときは、当該通知受領の日の翌日から起算して7日以内に、その旨を記載した撤回届（別記第7号様式）を区長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

（変更の申請）

第11条 交付決定を受けた者が、第9条第1項に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、止水板設置変更協議書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。区長は、止水板設置変更協議書を受けた場合、止水板設置変更結果通知書（別記第9号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第12条 区長は、申請者が次の各号いずれかに該当した場合においては、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （3） 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の取消しをした場合において、既にその取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、止水板設置助成金交付決定取消し・返還通知書（別記第10号様式）により速やかに申請者に通知する。

4 区長は、返還を請求する場合においては、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合には、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をさせることとする。

5 区長は、返還を請求した場合において、申請者がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、申請者に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付をさせることとする。

6 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第13条 前条第4項の規定により加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第14条 第12条第5項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（止水板設置工事の完了届）

第15条 第9条第2項1号の規定による交付の決定通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、止水板設置完了届（別記11号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1） 平面図、立面図、設置図、構造図等のしゅん工図及び止水板を設置する位置を示す図面
- （2） 止水板を設置した状態を撮影した写真
- （3） 助成対象経費の支出に係る領収書の写し
- （4） その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前条の規定による止水板設置完了届が提出されたときは、その内容を審査し現場検査を行った後に、助成金の額を確定し、止水板設置助成金交付額確定通知書（別記第 12 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 16 条 区長は、助成金の交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

（助成金の請求）

第 17 条 第 9 条第 2 項 2 号又は第 15 条第 2 項の規定により通知を受けた交付決定者は、それぞれの区分に応じた期限までに、速やかに止水板設置助成金交付額請求書（別記第 13 号様式）を区長に提出し、助成金の請求をするものとする。

（交付決定者の維持管理義務）

第 18 条 交付決定者は、助成金の交付を受けたときは、助成金交付決定日から、当該助成金に係る止水板を善良なる管理者の注意をもって管理し、必要なメンテナンスを行うなど、最適な状態で利用できるように努めなければならない。この場合において、交付決定者は、止水板に故障等不具合が生じたときは、自らの責任で速やかに修理又は改善措置を取るものとする。

（止水板の制限）

第 19 条 交付決定者は、止水板の廃棄又は設置建築物の変更（以下「廃棄等」という。）については、自らの責任において行うこととする。

2 区長は、交付決定者が、前項により止水板の廃棄等をした場合においては、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他交付決定者の責に帰することのできない理由により、やむを得ず、止水板の廃棄等をした場合においては、この限りではない。

（個人情報の取扱い）

第 20 条 区長は、助成事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報については、当該助成事業の目的を達成するためにのみ使用する。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、区長は、助成事業の実施に関して知り得た申請者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供しない。

（委任）

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、本要綱を所管する部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 12 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。